

都市計画道路事業の変更承認及び認可について

標柱五十号から二八〇度三八分三秒	五十一号
標柱五十一号から二五〇度二八分五秒	五十二号
標柱五十二号から二五〇度二七分五七秒	五十三号
標柱五十三号から二六六度四七分三六秒	五十四号
標柱五十四号から一九九度五二分二七秒	五十五号
標柱五十五号から一八六度〇分四一秒	五十六号
標柱五十六号から二一八度五五分四四秒	五十七号
標柱五十七号から二二〇度一分三四秒	五十八号
標柱五十八号から二一六度四一分五七秒	五十九号
標柱五十九号から二二〇度一分七三九秒	六十号
標柱六十号から二五二度一分一〇秒	六十一号
標柱六十一号から二五七度一分三九秒	六十二号
標柱六十二号から二七五度二分五九秒	六十三号
標柱六十三号から二四三度五分四一秒	六十四号
標柱六十四号から二四三度五分四一秒	六十五号
標柱六十五号から二四四度四分三秒	六十六号
標柱六十六号から一九〇度四分三四秒	六十七号
標柱六十七号から二〇三度五分〇秒	六十八号
標柱六十八号から一七一度三分四五秒	六十九号
標柱六十九号から六九度一分二五秒	七十号
標柱七十号から一六度一分五六秒	七十一号
標柱七十一号から一六度一分五六秒	七十二号
標柱七十二号から六一度一分三七秒	七十三号
標柱七十三号から一〇二度三分一五秒	七十四号

標柱七十四号から一三一度三分一五秒	七十五号
標柱七十五号から一六三度五〇分四〇秒	七十六号
標柱七十六号から一九六度一分四五〇秒	七十七号
標柱七十七号から一六八度二分四一分一秒	七十八号
標柱七十八号から二二一度二分七六秒	七十九号
標柱七十九号から二九六度九分一五秒	八十号
標柱八十号から二六二度一分七八秒	八十一号
標柱八十一号から二四度五七分一六秒	八十二号
標柱八十二号から二二一度二分一三秒	八十三号
標柱八十三号から二九九度六分五八秒	八十四号
標柱八十四号から二六八度二分四一分一秒	八十五号
標柱八十五号から二七三度四分九分一〇秒	八十六号
標柱八十六号から二九九度四分一八秒	八十七号
標柱八十七号から三三三度五分三分二秒	八十八号
標柱八十八号から一三度一分四〇秒	八十九号
標柱八十九号から二六度五九分一七秒	九十号
標柱九十号から三四度二分五五秒	九十一号
標柱九十一号から三五三度二分六秒	九十二号

○国土交通省告示第百七十一号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の取用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和三年三月三十一日
 国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 施行者の名称 国土交通大臣
 二 都市計画事業の種類及び名称 金沢都市計画道路事業 3・3・9号武蔵橋場線
 三 事業施行期間 自平成二十九年三月六日至今令和六年三月三十一日
 四 事業地
 取用の部分 変更なし
 使用の部分 なし
 五 取用の手続が保留される事業地
 石川県金沢市尾張町二丁目地内

○国土交通省告示第百七十二号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、東京都知事による認可とともに、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月三十一日
 国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 施行者の名称 国土交通大臣、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社
 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業 都市高速道路外郭環状線
 三 事業施行期間 自平成二十六年三月二十八日至今令和十三年三月三十一日
 四 事業地
 取用の部分 変更なし
 使用の部分 変更なし

○防衛省告示第八十八号
 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和三年三月二十九日次のとおり決定された。

令和三年三月三十一日
 防衛大臣 岸 信夫

陸上施設
 ◎共同使用
 施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘 要
 三〇七九 キャンプ座間 相模原市 国有 土地…約二〇〇平方メートル
 陸上自衛隊が電柱支線用地として共同使用する。

六〇一一 キャンプ・ハンセ 沖縄県国頭郡金武町 国有 土地…約五、二〇〇平方メートル
 土地…約二、〇〇〇平方メートル
 土地…約一九〇〇平方メートル
 沖縄県が河川改修工事用地として共同使用する。

◎追加提供
 施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘 要
 四〇九二 岩国飛行場 岩国市 国有 工作物…下水等
 雨水排水施設として追加提供する。

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）



発行 東京都

目次

42の2

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………
- ……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）…
- 昭和三十年東京都告示第百八十一号（東京都土木費補助規程）の一部改正……………
- ……………（建設局総務部企画計理課）…

告示

●東京都告示第四百三十六号の二

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき国土交通大臣とともに平成二十六年東京都告示第四百七号東京都都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月三十一日

- 一 施行者の名称
東京都知事 小 池 百合子
国土交通大臣、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社
- 二 都市計画事業の種類及び名称
東京都都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線

- 三 事業施行期間
平成二十六年三月二十八日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百三十六号の三

東京都土木費補助規程（昭和三十年東京都告示第百八十一号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

別表一の部(二)の項を同部(三)の項とし、同部(一)の項の次に次のように加える。

(二) (一)のうち、無電柱化（東京都無電柱化推進条例（平成二十九年東京都条例第五十八号）第二条第一号に規定する無電柱化をいう。）に要する経費（用地費を除く。）	四分の三以内
--	--------

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。